

福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年7月1日)

[件 名]

- 1 令和3年度鳥取砂丘ボランティア除草について
(緑豊かな自然課)・・・2
- 2 第11次鳥取県交通安全計画(案)に係るパブリックコメントの実施について
(くらしの安心推進課)・・・3
- 3 日本風景街道「新因幡ライン」景観形成行動計画の策定について
(住まいまちづくり課)・・・7

生活環境部

令和3年度鳥取砂丘ボランティア除草について

令和3年7月1日

緑豊かな自然課

鳥取砂丘未来会議では、平成16年度から県民の皆様と一緒に美しい鳥取砂丘を維持・保全するため、ボランティア除草に取り組んでいるところであり、今年度のボランティア除草実施について、その概要を報告する。

1 除草期間

(1) 早朝除草

7月10日(土)～9月5日(日)の土・日曜日 午前6時～8時の2時間程度
(但し、8月14日(土)、15日(日)を除く)

(2) 夕方除草

5月28日(金)～7月2日(金)の金曜日 午後6時～7時30分の1時間30分程度

(3) 観光客除草

新型コロナウイルス感染防止のため、昨年と同様に中止する。

2 除草時の新型コロナウイルス感染防止対策

以下の対策を行い、ボランティア除草を実施する。

- ・受付時に検温を行う。
- ・状況に応じたマスクの装着等、参加者自身での感染症対策をお願いする。
- ・集合、除草時に人と人との間隔を2m以上取ることを、大声を発しないことを周知する。
- ・集合時及び除草終了後の手洗い励行とともに、アルコール消毒液を準備する。
- ・除草終了後、使用道具(3本爪等)を洗浄(消毒)する。

<参考>

○ボランティア除草活動の実績(過去5年)

(単位:人)

年 度	参加者数	うち観光客除草体験
R 2	1, 9 2 9	0
R 1	3, 9 2 7	2 3 7
H 3 0	4, 2 3 6	9 3 9
H 2 9	8, 2 5 5	4, 1 6 2
H 2 8	7, 6 3 5	4, 1 1 2

注) 参加者数が減少した理由は、以下のとおり。

- ・H30、R1年度は猛暑により観光客除草を控えたため。
- ・R2年度は新型コロナウイルス感染症対策により夕方除草と観光客除草を控えたため。

○鳥取砂丘未来会議の概要

(1) 目的

鳥取砂丘の保全再生と適切な利用に向けて、様々な主体と協働し、鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくとともに、鳥取砂丘の多面的価値を時流に応じて高め、鳥取砂丘及び周辺地域の活性化に資する。

(2) 事業

- ・鳥取砂丘の保全再生の取組の促進及び除草作業
- ・鳥取砂丘の適切な利活用の促進及び鳥取砂丘の魅力を情報発信するイベントの推進

(3) 構成

会長: 松原雄平 氏(鳥取大学名誉教授)

構成: 地元活動団体、観光団体、経済団体、地権者、学識者、行政

(4) 経費負担

県1/2 鳥取市1/2

第11次鳥取県交通安全計画（案）に係るパブリックコメントの実施について

令和3年7月1日
くらしの安心推進課

本県における陸上交通の安全に関する総合的な施策の大綱となる「第11次鳥取県交通安全計画」（以下、「計画」という。）の策定に当たり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施することとしたので、その概要を報告する。

1 意見募集の方法

- ・募集期間 令和3年7月8日（木）から30日（金）まで（予定）
- ・応募方法 郵送、FAX、電子メール、意見箱（県庁、各総合事務所、県立図書館、市町村窓口等に設置）

2 計画（案）の概要

- (1) 根拠法令 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項
- (2) 基本理念 「交通事故のない鳥取県」を目指す
- (3) 計画期間 令和3年度から令和7年度まで（5年間）
- (4) 計画の体系 「道路交通の安全」、「鉄道交通の安全」、「踏切道における交通の安全」（3部構成）
- (5) 充実する主な交通安全施策
 - ア 自転車の安全利用の推進
 - 自転車利用者のルール・マナーの向上【継続】
 - ヘルメット着用促進・自転車損害賠償保険等加入促進による利用者の安全対策【拡充】
 - 自転車通行空間の確保【継続】
 - イ 高齢者等の移動手段の確保・充実
 - 地域住民の移動手段の確保に向け、地域公共交通計画の策定【拡充】
 - 地域の輸送資源による持続可能な移動手段（共助交通）の確保・充実【拡充】
 - 公共交通機関の確保、革新的統合移動サービス「Ma a S（マース）」^{*}の導入検討【新規】
 - ※Ma a S：電車、バス、タクシーからライドシェアといったあらゆる交通手段を、ITを用いてシームレスに（途切れなく）結び付け、人々が効率よく便利に使えるようにするシステム
 - ウ 子ども等の通学路の歩道整備等の促進
 - 未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路について保育所、学校、教育委員会、警察等の連携による緊急安全点検【拡充】
 - ウェブサイトやSNS等による交通安全教育や広報啓発活動の効果的推進【新規】
 - エ ICT・新技術を活用した安全対策の促進
 - 衝突被害軽減ブレーキ等のASV^{*}装置や運行管理に資する機器等の普及促進【拡充】
 - ※ASV：先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車
 - ICT（VICS^{*}等）により取得した情報と車両・車載機器等を連携させた交通情報提供システムの普及【拡充】
 - ※VICS：渋滞や交通規制などの道路交通情報をリアルタイムに送信し、カーナビゲーションなどの車載機に文字・図形で表示する情報通信システム
 - 自動運転等の先進技術・自動車安全性（アセスメント）情報の発信【新規】
 - オ 悪質・危険な運転等の根絶
 - 妨害運転、飲酒運転等交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反の取締りを強化【拡充】
 - 行政処分を適切に行い、危険な運転者を道路交通の場から早期に排除【拡充】

3 計画（案）における数値目標

区 分	第1次計画（R3～R7）	
道路交通	○年間の24時間死者数	16人以下（可能な限りゼロに近づける）
	○年間の交通事故重傷者数	85人以下（可能な限りゼロに近づける）
鉄道交通	○乗客の死者数ゼロ	
	○運転事故全体の死者数ゼロ	
踏切道交通	○踏切事故件数ゼロ	

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和3年7月 パブリックコメントの実施
- 令和3年8月 常任委員会報告（パブリックコメント結果報告）
鳥取県交通安全対策会議（書面）による審議
- 令和3年9月 計画の策定及び公表

<参考> 過去の計画における目標と達成状況

次別	期間	死者数				死傷者数				
		鳥取県		国		鳥取県		国		
		目標	結果	目標	結果	目標	結果	目標	結果	
第7次	H13～H17	50人以下	H13年	61人	8,466人以下	H13年	8,757人	可能な限り減少させる	H13年	4,213人
			H14年	79人		H14年	<u>8,396人</u>		H14年	4,130人
			H15年	61人		H15年	<u>7,768人</u>		H15年	3,883人
			H16年	51人		H16年	<u>7,425人</u>		H16年	4,043人
			H17年	<u>45人</u>		H17年	<u>6,927人</u>		H17年	3,950人
第8次	H18～H22	38人以下	H18年	39人	5,500人以下	H18年	6,403人	100万人以下	H18年	3,737人
			H19年	<u>34人</u>		H19年	5,782人		H19年	<u>3,270人</u>
			H20年	<u>30人</u>		H20年	<u>5,197人</u>		H20年	<u>2,763人</u>
			H21年	<u>37人</u>		H21年	<u>4,968人</u>		H21年	<u>2,476人</u>
			H22年	42人		H22年	<u>4,922人</u>		H22年	<u>2,315人</u>
第9次	H23～H27	25人以下	H23年	26人	3,000人以下	H23年	4,663人	70万人以下	H23年	2,102人
			H24年	30人		H24年	4,411人		H24年	<u>1,688人</u>
			H25年	<u>25人</u>		H25年	4,373人		H25年	<u>1,644人</u>
			H26年	34人		H26年	4,113人		H26年	<u>1,430人</u>
			H27年	38人		H27年	4,117人		H27年	<u>1,288人</u>
第10次	H28～R2	20人以下	H28年	<u>17人</u>	2,500人以下	H28年	3,904人	950人以下	H28年	1,260人
			H29年	26人		H29年	3,694人		H29年	1,188人
			H30年	<u>20人</u>		H30年	3,532人		H30年	1,049人
			R1年	31人		R1年	3,215人		R1年	988人
			R2年	<u>17人</u>		R2年	2,839人		R2年	<u>766人</u>

※下線付きは目標達成年を表す

第 11 次 鳥 取 県 交 通 安 全 計 画 (案) の 概 要

◎計画の基本理念

行政、警察をはじめ、企業・団体、県民など多様な主体が総合的かつ計画的に交通安全対策を推進し、「交通事故のない鳥取県」を目指します。

◎計画の性格

県内の陸上交通の安全に関する総合的な施策の大綱で、市町村交通安全計画の指針となります。

◎計画の期間

令和3年度から7年度までの5年間

◎計画における目標

道路交通の安全	鉄道交通の安全	踏切道における交通の安全
・年間交通事故死者数 16 人以下 (可能な限りゼロに近づける) ・年間交通事故重傷者数 85 人以下 (可能な限りゼロに近づける)	・乗客の死者数ゼロ ・運転事故の死者数ゼロ	・踏切事故件数ゼロ

◎「交通事故のない鳥取県」の実現に向けた対策

○「鳥取県支え愛交通安全条例」に基づく県民一丸となった取組の推進

県民一人ひとりが人命尊重を最優先とした交通事故を起こさない風土づくり・環境づくりに取り組んでいくため、交通事故の被害にあいやすく、交通安全の確保に向けて特に配慮が必要となる障がい者、高齢者及び子ども並びに自転車利用者への配慮事項を重点化した鳥取県支え愛交通安全条例（平成28年条例第44号）の取組を県民一丸となって推進し、さらなる交通安全の確保を目指します。

○重点的に対応すべき事象

従来の交通安全対策を基本としながら、本県で発生した交通事故の特徴から明らかとなった取り組むべき課題に的確に対処するため、次の重点的に対応すべき事象を定め、有効性が見込まれる新たな対策を関係機関・団体と連携しながら総合的に推進します。

1. 高齢者、障がい者及び子どもの交通安全
2. 歩行者及び自転車利用者の安全確保
3. 生活道路における安全確保
4. 飲酒運転の根絶

○充実する主な交通安全施策

- 1 自転車の安全利用の推進
自転車利用者のルール・マナー向上、ヘルメット着用促進、自転車通行空間の確保
- 2 高齢者等の移動手段の確保・充実
地域公共交通計画の策定、共助交通等の確保、革新的統合移動サービス「MaaS（マース）」の導入検討 等
- 3 子ども等の通学路の歩道整備等の促進
未就学児等の通園・通学路等の整備、SNS等を活用した交通安全教育の推進 等
- 4 ICT・新技術を活用した安全対策の促進
ASV装置の普及、自動運転等の先進技術・自動車安全性（アセスメント）情報の発信 等
- 5 悪質・危険な運転等の根絶
妨害運転や飲酒運転等交通事故に直結する違反の取締強化と処分者講習での再教育 等

【参考】交通安全計画の策定根拠（法：交通安全対策基本法）

<国の交通安全計画（法第22条第1項）>

中央交通対策会議は、交通安全計画を作成しなければならない。

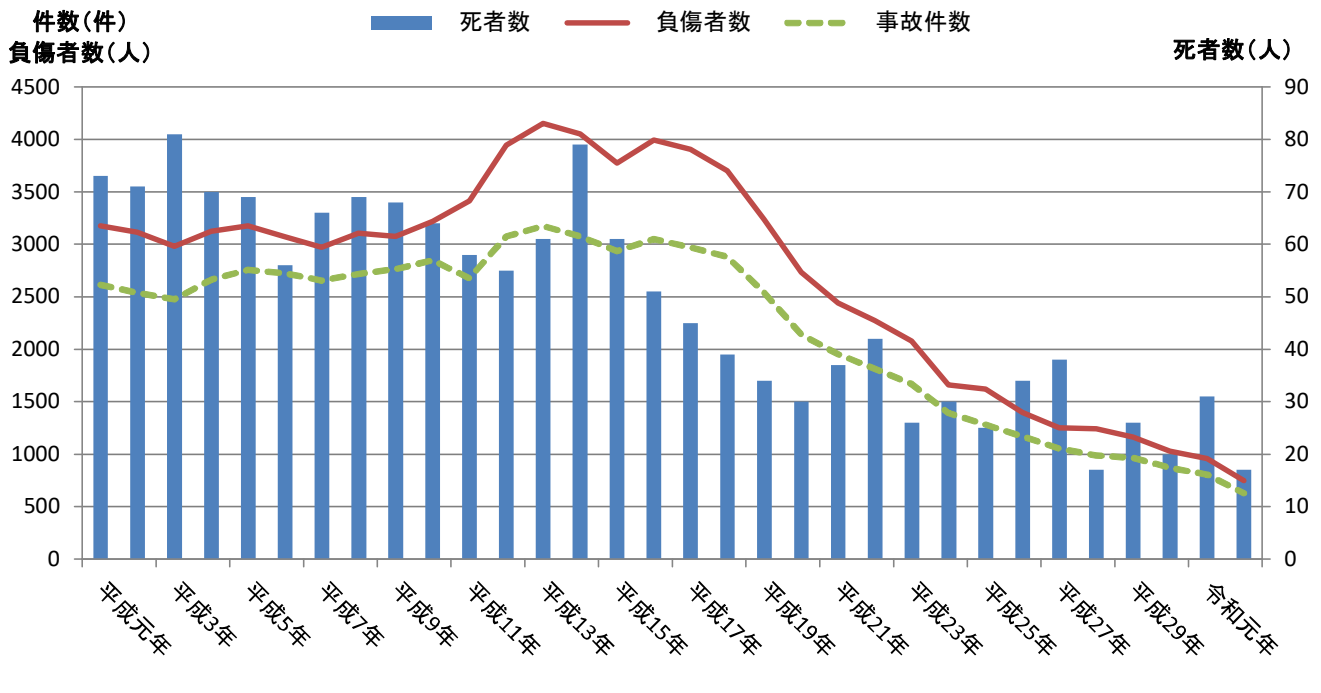
<県の交通安全計画（法第25条第1項）>

都道府県交通安全対策会議は、交通安全計画に基づき都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

⇒鳥取県交通安全対策会議（会長：知事 委員25人（国・警察・関係機関等）で構成）

【参考】鳥取県の交通事故の推移等

鳥取県の交通事故の推移(平成元年～令和2年)



	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
発生件数	1,668	1,389	1,280	1,168	1,053	987	965	869	805	628
死者数	26	30	25	34	38	17	26	20	31	17
負傷者数	2,076	1,658	1,619	1,396	1,250	1,243	1,162	1,029	957	749

○交通事故死者数の推移

- ・交通事故による死者数は、昭和46年の134人をピークに、以後減少に向かい、昭和63年には50人とピーク時の半減以下となりました。
- ・平成に入り再び増勢に転じ、平成3年に死者数が81人に達しましたが、翌年から再び減少傾向に転じ、平成28年及び令和2年には交通事故統計を取り始めた昭和23年以降、2番目に少ない17人まで減少し、第10次鳥取県交通安全計画に掲げた「平成32年までに年間死者数を20人以下とする」を達成しました。
- ・しかし、交通死亡事故は長期的には減少傾向にあるものの、短期的には増減を繰り返しています。

○交通事故の発生件数及び負傷者数の推移

- ・交通事故の発生件数・負傷者数は、昭和46年の4,706件、6,323人をピークに、以後減少に向かい、平成3年には発生件数2,477件、負傷者数2,980人とピーク時の半数以下となりました。
- ・その後、増減を繰り返しながら、近年は平成17年以降連続し減少を続けており、令和2年には発生件数628件、負傷者数749人となり、第10次鳥取県交通安全計画に掲げた「令和2年までに交通事故死傷者数950人以下とする」を達成しました。

○平成28年から令和2年の交通事故発生特徴

- ・全死者に占める高齢者割合が最も高く、高齢者の死者のうち、歩行中が最も多くなっています。
- ・全体的な発生件数が減少する中、高齢運転者が第1当事者となる交通事故の割合は増減しながら増加傾向にあります。
- ・子どもが被害者となる交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、平成27年中は3人、平成30年は1人が亡くなっています。
- ・自転車事故の発生件数・負傷者数、死者数ともに増減を繰り返しています。

日本風景街道「新因幡ライン」景観形成行動計画の策定について

令和3年7月1日
住まいまちづくり課

日本風景街道「新因幡ライン」沿線の景観資源の保全・活用等に取り組んでいくため、若桜町、八頭町及び県で日本風景街道「新因幡ライン」景観形成行動計画を策定したので報告する。

日本風景街道「新因幡ライン」

日本風景街道は、道路を活用した地域活動や観光振興を通じて地域の活性化を図る国土交通省の登録制度で、国道29号（兵庫県宍粟市（山崎IC）～鳥取市（鳥取城跡））及び国道482号（若桜町・八頭町内の区間）が「新因幡ライン」として、平成28年3月に県内3か所目となる風景街道に登録された。

1 経緯

新因幡ライン沿線では、民間団体と行政機関が連携して美化活動やイベント開催など沿線の魅力向上、情報発信等に取り組んでいるが、景観形成、向上につながる取組が不足しており、景観上好ましくない屋外広告物等も多く存在している。そのため、令和2年8月から若桜町、八頭町及び県が連携して景観形成に向けた行動計画を策定し、若桜町、八頭町の国道29号、482号沿線の地域の原風景を守る景観形成に取り組むこととなった。

2 行動計画の概要

(1) 目的

新因幡ライン及び並走する若桜鉄道沿線における景観形成に向けた行動を計画として定め、若桜町、八頭町及び県が連携して実行し、さらには民間の取組を誘導していくことを目的とする。

(2) 内容

新因幡ラインの景観特性を活かし、さらに磨き上げていくためには、これらの美しい景観資源への配慮が必要な要素を「整理」し、次世代に残していくため「保全」とともに、風景を楽しむ場所・人が集う空間を整備することにより、新たな景観とにぎわいを「創出」していくことが必要であり、これら3つの観点から行動計画を定め、取り組んでいくこととする。

項目	内容
「整理」 沿線の景観診断で抽出した景観への配慮が必要な要素（次の8項目）を整理する	
公共広告物	既存広告物の必要性を点検し不要なものは撤去する。設置を継続するものは維持保全に関する計画を作成し、周囲の景観に調和したものとなるよう計画的に改修を行う。
民間の広告物・建築物等	公共広告物の取組を周知し、周囲の景観に調和したものとなるよう誘導する。特に他地域での取組例もあるコンビニ、金融機関等には、特段の配慮の協力を働きかける。
道路附属物等	新設・更新等の際に使用する色は、住民・団体等に「八頭ブラウン」という名称で親しまれているダークブラウンを基本とする。
除草・植栽管理	民間団体による沿線の緑化・美化活動を支援し推進していく。また、緑化・美化活動に取り組む新たな団体等の掘り起こしや沿線住民への啓発等を行う。
バス待合所	周辺の景観と調和した開放的で軽快な印象を与えるものへの改修を検討する。
電線・電柱	道の駅等の人が集う場所の周辺区間については、電気通信事業者に無電柱化や鉄塔の移設等、景観への配慮を働きかけていく。
柿畑の防風ネット	周辺の景観に溶け込み柿畑の風景を阻害しない黒又はダークブラウンの防風ネットが使用されるよう誘導していく。
遊休・荒廃農地等	民間団体による景観作物（コスモス、ヒマワリ等）の栽培等を推進し、農村景観の維持・保全を図る。
「保全」 新因幡ラインを特徴づけている景観資源を保全し活用する	
若桜鉄道 （若桜町若桜～八頭町郡家）	列車や駅舎、登録有形文化財施設等の撮影スポットの整備、情報発信、滞留拠点化を利用者の視点で検討する。
若桜宿 （若桜町若桜）	重要伝統的建造物群保存地区の住民啓発と情報発信を進め、修理・修景等を支援し、町並み保存とにぎわい創出を図る。また、無電柱化を検討する。
安井宿 （八頭町安井宿）	地元住民とのワークショップ等の啓発活動により価値を再発見し宿場風情を残す現存建物の保存と地域ぐるみの取組を推進する。
花御所柿の柿畑 （八頭町大御門地区）	柿畑の展望場所を検討する。柿農家参加のワークショップ等で柿畑が創り出す景観の素晴らしさを再認識し、景観と生産の両面の維持向上を図る方策を検討する。
「創出」 景観を楽しむ場所・人が集う空間（ビューポイント・滞留拠点）を整備する	
道の駅若桜「桜ん坊」 （若桜町若桜）	若桜鉄道若桜駅前とのアクセスを改善し、周遊性創出による集客力の向上を図る。敷地内の屋外広告物について景観に配慮したデザインでの改修等を検討する。
氷ノ山自然ふれあいの里 （若桜町つく米）	グリーンシーズンのゲレンデ活用を検討し、年間を通して宿泊を伴う観光客が訪れるよう魅力づくりに取り組む。また、棚田の景観を保全し観光振興に繋げていく。
道の駅はっとう （八頭町徳丸）	道路に面した部分が、おもてなしの印象を与え前面の風景を楽しむことができる憩いの場所となるようベンチ設置等の整備を検討し、滞在時間の増加を図る。
徳丸親水公園 （八頭町徳丸）	若桜鉄道の愛好家や地域住民等の意見も聞きながら、公園施設や河川内除草等のあり方について検討する。

(3) 重点的に景観形成に取り組む区間

効果的に景観形成に取り組んでいくため、新因幡ライン沿線の中でも、周辺に多くの景観資源等を有し、農山村や田園・柿畑等の風景が広がる国道29号八頭町西御門から若桜町浅井の区間及び四季折々の美しい渓谷景観が特徴の国道482号若桜町浅井から同町つく米までの区間について、重点的に景観形成に取り組んでいくこととする。

3 行動計画に関する専門家（アドバイザー）のコメント

○一般社団法人まちの魅力づくり研究室 理事 堀 繁氏（東京大学名誉教授、景観まちづくり専門）

論理的に課題解決策の提案がなされており評価できる。滞留拠点等の整備については、大まかな方針にとどめられており、今後、個々の施設ごとの具体的な計画、設計等が重要で、住民の意見、専門家の意見を聴き、丁寧な検討が必要である。

○鳥取県屋外広告物審議会 会長 宮川 淳子氏（デザイナー、色彩専門家）

公共広告物等の統一的な基準を検討していく上では、色彩に関する勉強会をしてはどうか。

4 今後の主な取組

(1) 住民への周知

両町及び県は、本行動計画により新因幡ライン沿線の景観形成に取り組んでいることを住民に周知し、民間広告物等の景観への配慮や景観形成のための民間活動について、理解・協力を求めていく。

(2) 民間活動への支援制度の創設

両町は、広告物の改修、ガードレールの塗装、柿畑の青色防風ネットの交換、遊休・荒廃農地等での景観作物の栽培などの住民・団体等の活動への支援制度の創設を検討する。（県は「広域景観形成支援事業」で支援する。）

広域景観形成支援事業

複数の市町村で策定する広域景観形成行動計画に基づく取組に対し補助金を交付する。

（負担割合）町事業 県1/2、町を介した間接補助事業 町1/4、県1/4（県予算額）3,400千円

(3) 公共広告物等の整理・改修

両町及び県は公共広告物等の必要性を点検し、整理・改修等の年次計画を立て実行していく。（町が行う改修等を県は「広域景観形成支援事業」で支援する。）

(4) 景観資源の保全・活用、ビューポイント・滞留拠点の整備

両町は、本行動計画に掲げる整備等の方向性に沿って専門家や住民の意見を聴きながら具体策を検討する。

【参考】

1 策定に係る検討体制

- ・両町、県の関係課で構成する新因幡ライン景観形成行動計画策定委員会を設け検討を行った。（令和2年9月から計6回開催）
- ・委員会には、オブザーバー、アドバイザーに参加いただき、意見等を反映させた。
- ・景観診断や景観資源等の活用方針等の検討は、観光関係者や柿農家等の民間団体・住民等の参加するワークショップで実施した。

【新因幡ライン景観形成行動計画策定委員会】

メンバー	若桜町（にぎわい創出課）
	八頭町（企画課地方創生室、産業観光課商工観光室、建設課）
	鳥取県（生活環境部 住まいまちづくり課（事務局） （地域振興部 東部地域振興事務所 東部振興課） （県土整備部 八頭県土整備事務所 建設総務課計画調査室、維持管理課）
オブザーバー	国土交通省（鳥取河川国道事務所）
	若桜鉄道株式会社 総務部長 矢部 雅彦 R29 活性化委員会 代表 小山 由香（株式会社遠藤農園代表取締役）
アドバイザー	一般社団法人まちの魅力づくり研究室 理事 堀 繁 （東京大学名誉教授、景観まちづくり専門）
	鳥取県屋外広告物審議会 会長 宮川 淳子（デザイナー・色彩専門家）

2 行動計画策定委員会の検討経過

第1回 令和2年9月26日	堀繁氏の講演と沿線の「景観診断ワークショップ」を実施し、景観への配慮が必要な要素を抽出
第2回 令和2年11月20日	景観への配慮が必要な要素への対応方針を検討
第3回 令和3年2月17日	景観資源、ビューポイント・滞留拠点をリストアップし、保全・活用、整備の方向性を検討
第4回 令和3年3月24日	・景観形成に重点的に取り組む区間を検討 ・住民生活に関わりが深く地域貢献意識の高いコンビニ等の広告物の誘導について検討
第5回 令和3年4月30日	景観資源の保全・活用策、ビューポイント・滞留拠点の整備の方針等を考えるための講演（講師：堀繁氏）とワークショップを実施
第6回 令和3年5月31日	景観資源の保全・活用策等について、ワークショップにおける意見・アイデア等を踏まえて今後の取り組み方を検討

日本風景街道に登録されている新因幡ライン沿線は、日本の原風景と呼ぶにふさわしい四季折々の自然や農山村の景観、若桜鉄道等の歴史的価値のある景観を多く有しています。この美しい景観を保全し、さらに磨き上げていくことが、地域に暮らす人々の郷土愛を育み、地域の観光振興へと繋がっていくものと考えます。

この度、若桜町、八頭町及び鳥取県は、そのために必要な行政機関の取組みを景観形成行動計画として取りまとめました。地域住民の皆様にご協力いただきながら、連携して取り組んで参ります。

新因幡ラインの景観形成の方針



整理

景観配慮が必要な要素を整理

景観診断により景観への配慮が必要な要素を抽出し、除却や修繕、改修を行う



保全

景観資源の保全

視対象となる景観資源を抽出し保全・活用に取り組む



創出

新たな景観とにぎわいの創出

景観を楽しむ場所・人が集う空間を整備(ビューポイント・滞留拠点の整備)する

整理

関係民間団体等の参加のもとワークショップ形式で新因幡ライン沿線の景観診断を行い、これにより抽出された「景観への配慮が必要な要素」を次の8つの項目に大別しました。

① 公共広告物(町や県が設置するもの)	⑤ バス待合所
② 民間の広告物、建築物・工作物	⑥ 電線・電柱等
③ 道路附属物等(ガードレール、案内標識等)	⑦ 花御所柿畑の防風ネット
④ 沿道の除草、植栽の管理等	⑧ 遊休・荒廃農地等

広告物や標識、電線・電柱等



各項目について、以下のとおり取り組んでいきます。

① 公共広告物

- ◇ 既存の広告物は、一つ一つ必要性を点検し、不要なものは撤去します。設置を継続するものは、維持保全に関する計画を作成し、周囲の景観に調和したものとなるよう計画的に改修を行います。
- ◇ 広告物の規模、デザイン・色彩には、鳥取県景観計画に定める「重点区域景観形成基準」を適用します。また、公共サイン計画により、シンプルなデザインで統一していくことを検討します。

② 民間の広告物、建築物・工作物

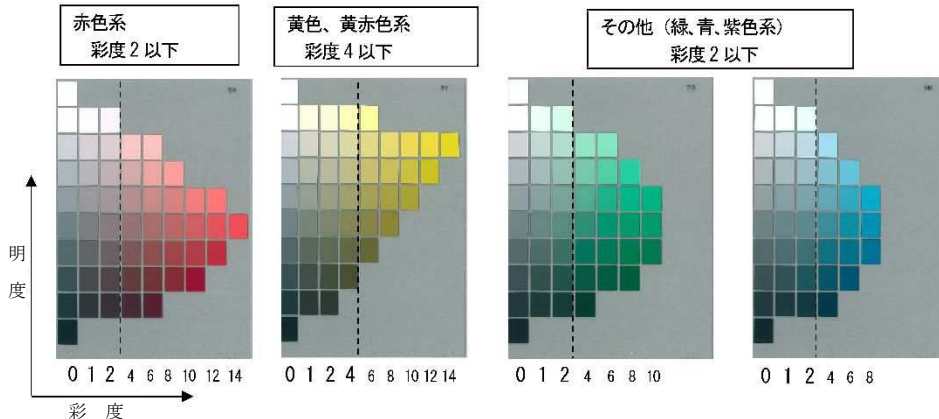
- ◇ 景観形成重点区間※では、公共広告物の取組みを周知し、公共広告物と同様に「重点区域景観形成基準」への適合を誘導していきます。
※重点的に景観形成に取り組む区間(P11参照)
- ◇ 他地域での取組例もあるコンビニ、金融機関、郵便局等に、景観への特段の配慮の協力を働きかけます。

【鳥取県景観計画における景観形成基準(色彩)】

色相	景観計画区域	景観形成重点区域
赤色系(R)	4	2
黄色系(Y)、黄赤色(YR)	6	4
その他(G、B、P等)	2	2

<重点区域景観形成基準> それぞれ点線より左側の色が使用できる

那須街道(那須町)の看板



整理

③ 道路附属物等

- ◇ 新設・更新等の際に使用する色は、住民・団体等に「八頭ブラウン」という名称で親しまれているダークブラウンを基本とします。
- ◇ 景観形成重点区間では、防護柵は景観を見通し易くするためガードパイプ又はガードケーブル等の透過性の高いものを検討します。
- ◇ 景観の支障となっている道路案内標識は板面の小型化・集約化や位置の変更を検討します。

④ 沿道の除草、植栽の管理等

- ◇ 景観形成重点区間では、民間団体による沿線の緑化・美化活動を支援し推進していきます。
- ◇ 緑化・美化活動に取り組む新たな団体等の掘り起こしや沿線住民への啓発等を行います。

⑤ バス待合所

- ◇ 周辺の景観と調和した開放的で軽快な印象を与えるものへの改修を検討します。

⑥ 電線・電柱等

- ◇ 道の駅等の人が集う場所の周辺区間については、電気通信事業者に無電柱化や鉄塔の移設等、景観への配慮を働きかけていきます。
- ◇ 若桜宿では、歴史的な町並みを活かしたまちづくりを推進するため、無電柱化を検討します。

⑦ 花御所柿畑の防風ネット

- ◇ 周辺の景観に溶け込み柿畑の風景を阻害しない黒又はダークブラウンの防風ネットが使用されるよう誘導していきます。

⑧ 遊休・荒廃農地等

- ◇ 民間団体による景観作物（コスモス、ヒマワリ等）の栽培等を推進し、農村景観の維持・保全を図ります。

ガードケーブル



八東小児童等による花植え



柿畑の青いネット



休耕地のひまわり畑



創出

新因幡ライン沿線の美しい景観を楽しむ人が集う空間として、次の4つの施設・地域について、それぞれに掲げる方向性に沿った整備や活用を検討していきます。

○道の駅若桜「桜ん坊」（若桜町若桜）

- ◇ 若桜鉄道若桜駅前とのアクセスを改善し、周遊性創出による集客力の向上を図ります。
- ◇ 敷地内の屋外広告物について景観に配慮したデザインでの改修等を検討します。
- ◇ S Lを見ることができ、ジビエが食せるなどの見所や魅力を発信するとともに、S Lや豊かな自然を満喫できるようベンチ等の設置を検討します。
- ◇ 氷ノ山自然ふれあいの里の観光客等が行き帰りに立ち寄ってもらえるよう同地と連動したP Rを検討します。

○氷ノ山自然ふれあいの里（若桜町つく米）

- ◇ グリーンシーズンの新たな誘客素材として、ゲレンデを使ったEバイクやグラススキーの体験メニューを導入します。また、キャンプ場等の既存施設もブラッシュアップし、年間を通して宿泊を伴う観光客が訪れるよう魅力づくりに取り組みます。
- ◇ 棚田等のフォトスポットの検討と情報発信を行います。
- ◇ 全国でもトップクラスの棚田の標高の高さを活かし、棚田で生産されたお米を地域のブランド米としてP Rしていくことを検討します。
- ◇ 棚田の景観を保全し観光振興に繋げていくため、棚田地域振興法に基づく国の指定棚田地域の指定や文化財保護法に基づく国の重要文化的景観の選定など農地保全や地域の振興に関する施策を検討します。

○道の駅はっとう（八頭町徳丸）

- ◇ 道路に面した部分について、おもてなしの印象を与え、前面の風景を楽しむことができる憩いの場所となるようベンチの設置等の整備を検討し、滞在時間の増加を図ります。
- ◇ 既存の屋外広告物について、自然になじむデザインにするため撤去・改修等を検討します。
- ◇ 眺めのよい上部の八東総合運動公園への誘導を図ります。

○徳丸親水公園（八頭町徳丸）

- ◇ 若桜鉄道と八頭町の自然を写真におさめるフォトスポットとして、若桜鉄道の愛好家や地域住民等の意見も聞きながら、景観資源の活用に向けた公園施設や河川内除草等のあり方について検討します。
- ◇ 若桜鉄道の通過時刻がスマートフォン等で確認できるような仕組みを検討します。



新因幡ライン沿線には多くの美しい景観資源があります。その中でも沿線の景観を特徴づけている次の4つの景観資源について、それぞれに掲げる方向性に沿って優先的に保全・活用に取り組んでいきます。

○若桜鉄道 各駅舎・施設（若桜町若桜～八頭町郡家）

- ◇ 列車や駅舎、登録有形文化財施設等の撮影スポットの整備、情報発信、滞留拠点化を利用者の視点で検討します。
- ◇ 若桜鉄道全体を博物館に見立て、各駅舎に国鉄当時の遺構（秤、待合）などの説明板の設置や往時の写真の展示を検討します。
- ◇ レトロな駅舎の風景を阻害しないデザインのベンチ等の設置により休憩できる場所を設け、滞在時間の増加につなげます。



○若桜宿（仮屋通り・蔵通り）（若桜町若桜）

- ◇ 重要伝統的建造物群保存地区について住民への啓発と情報発信を進め、一定基準を満たす修理・修景等を支援し、町並み保存と賑わい創出を図ります。
- ◇ 空き家となっている歴史的古民家を宿泊施設として保存・活用し、歴史まちづくり法を活用して、アフターコロナを見据えた滞在型の観光プランを検討します。
- ◇ 蔵の見学や寺巡り等、気軽にまち歩きが楽しめる工夫やモデルコースの設定を検討します。



○安井宿（八頭町安井宿）

- ◇ 新築建築物のデザインを地域の特徴に馴染むようなものに誘導する。
- ◇ 地元住民とのワークショップ等の啓発活動により価値を再発見し宿場風情を残す現存建物の保存と地域ぐるみの取組みを推進します。



○花御所柿の柿畑（八頭町大御門地区）

- ◇ 展望に最適な場所の選定と展望場所への誘導について検討を進めます。
- ◇ 後継者不足や高齢化が課題の柿農家に参加いただくワークショップ等により、柿畑が創り出す景観の素晴らしさを再認識し、景観と生産の両面の維持向上を図る方策を検討していきます。

景観形成重点区間

花御所柿の柿畑

安井宿

徳丸ドンド

道の駅はつとう

道の駅若桜「桜ん坊」



若桜鉄道 郡家駅～若桜駅

若桜駅

若桜宿

若桜鬼ヶ城跡

氷ノ山ふれあいの里 (つくよね棚田)

新因幡ライン景観形成行動計画スケジュール

	短期（～令和4年度）	中期（～令和8年度）	長期（令和9年度～）
公共広告物 （県・町）	必要性の再点検、改修等の年次計画策定 年次計画の実行		
民間広告物及び民間 建築物・工作物		景観形成基準適合への誘導 パトロール、違反広告物の取り締まり（町）	
道路附属物等	凍結防止剤散布機器のカバー取り換え ガードレール等の維持・更新 住民・団体等による塗装等の支援		
沿道の除草、植栽管理		年間維持工事 住民・団体等による植栽管理等の支援	
バス待合所		町有の改修 景観形成基準適合への誘導	
電線・電柱、鉄塔	電気通信事業者への要請 若桜駅前計画		
花御所柿畑防風ネット	協力依頼 生産者へネット交換等の助成		
遊休・荒廃農地等		制度周知・協力依頼	
景観資源の保全・活用	個々の保全・活用策の検討 保全・活用		
滞留拠点の整備等	個々の整備方針等の検討 整備の実施		

【令和3・4年度の取組方針】

- 取組みの住民への周知
本行動計画により新因幡ライン沿線の景観形成に取り組んでいることを住民に周知し、民間広告物等の景観への配慮や景観形成のための民間活動について、理解・協力を求めています。
- 民間活動への支援制度の創設
ガードレールの塗装、柿畑の青色防風ネットの交換、耕作放棄地での景観作物の栽培などの住民・団体等の活動への支援制度の創設を検討します。
- 公共広告物等の整理・改修
公共広告物等の必要性を点検し、整理・改修等の年次計画を立て実行していきます。
- 景観資源の保全・活用、ビューポイント・滞留拠点の整備
行動計画に掲げる整備等の方向性に沿って、専門家や住民の意見を聴きながら、具体策を検討します。

新因幡ライン景観形成行動計画策定委員会

メンバー	若桜町（にぎわい創出課）
	八頭町（企画課地方創生室、産業観光課商工観光室、建設課）
	鳥取県（生活環境部 住まいまちづくり課） （地域づくり推進部 東部地域振興事務所） （県土整備部 八頭県土整備事務所）
オブザーバー	国土交通省（鳥取河川国道事務所）
	若桜鉄道株式会社
	R29 活性化委員会
アドバイザー	一般社団法人まちの魅力づくり研究室 理事 堀 繁（東京大学名誉教授）
	鳥取県景観アドバイザー テザイ 宮川 淳子（鳥取県屋外広告物審議会会長）

【日本風景街道】

郷土愛を育み、多様な主体による協働のもと景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創生する運動を促すことにより地域活性化、観光振興に寄与するもので、国土交通省により、全国で144ルート（鳥取県内は3ルート）が登録されている。新因幡ラインは、平成28年3月に登録を受けた。